

令和 7 年度
八郎潟農業水利事業
幹線用水路補足検討その他業務

現 場 説 明 書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

1. 一般事項

契約の保証については別紙－1のとおり。

2. 積算体系

本業務の積算体系は、次のとおり適用している。

| 作業内容 | 積算体系 |
|------------------------------------|------|
| 1. パイプライン補足検討 | 設計業務 |
| 2. パイプライン点検マニュアル（案）作成 （1）現地調査作業 | 調査業務 |
| （2）パイプライン点検マニュアル（案）作成 | 設計業務 |

3. 作業歩掛等

（1）本業務の作業歩掛については、次のとおり計上している。

なお、次に示す歩掛については、妥当性の検証のため実態調査を行うものとする。調査結果は、監督職員が示す様式に取りまとめ提出しなければならない。

1) 取水槽検討

単位：人

| 作業項目 | 主任 技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術 員 |
|----------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 現地調査 | | 1.0 | 1.0 | | |
| 2. 資料の検討 | | 2.0 | | | |
| 3. 取水槽修正 | | 1.0 | 2.0 | | |
| 4. 平面縦断図・構造図修正 | | 0.5 | 1.0 | 1.0 | 0.5 |
| 5. 土工図修正 | | | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 6. 数量計算修正 | | 0.5 | 1.0 | 1.0 | 0.5 |
| 7. 点検取りまとめ | | 1.0 | 1.0 | | |
| 合計 | | 6.0 | 7.0 | 3.0 | 2.0 |

2) 道路横断工仮設土留設計

単位：人

| 作業項目 | 主任 技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術 員 |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 施工計画 | 1.0 | 1.5 | | | |
| 2. 土工図修正 | | 0.5 | 1.0 | 1.5 | 1.5 |
| 3. 数量計算修正 | | 0.5 | 1.0 | 1.0 | 0.5 |
| 合計 | 1.0 | 2.5 | 2.0 | 2.5 | 2.0 |

3) パイプライン点検マニュアル（案）作成

単位：人

| 作業項目 | 主任 技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術 員 |
|------------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 業務準備 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | |
| 2. 事前調査 | | | | | |
| 2-1. 資料調査 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | |
| 2-2. 問診調査 | | 2.0 | 2.0 | | |
| 3. 維持管理課題の検討 | 1.0 | 2.0 | | | |
| 4. 点検マニュアル（案）の作成 | 0.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 | |
| 5. 点検取りまとめ | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | |
| 合計 | 3.0 | 7.0 | 5.0 | 1.0 | |

4) パイプライン点検マニュアル（案）作成（現地調査作業）

1式当たり

| 項目 | 規格等 | 数量 | 備考 |
|-------|-----|-------|----------------|
| 主任技師 | | 3.0人 | |
| 技師A | | 3.0人 | |
| 技師B | | 3.0人 | |
| 技師C | | 3.0人 | |
| 機械経費等 | | 20.0% | 上記人件費の合計に対する割合 |

(2) 調査作業条件

1) 安全費

安全費は計上していない。

4. 打合せについて

(1) 本業務の打合せ工種は「一般工種」で考えており、配置人員は次のとおりである。

打合せは日帰りで行うものとし、打合せ0.5日、移動時間は0.5日と考えており、1回当たり合計1.0日の基準日額を計上している。

| 打合せ | 職種(人) | | |
|---------|-------|-----|-----|
| | 主任技師 | 技師A | 技師B |
| 初回 | 1.0 | 1.0 | |
| 中間(第2回) | | 1.0 | 1.0 |
| 中間(第3回) | | 1.0 | 1.0 |
| 中間(第4回) | | 1.0 | 1.0 |
| 最終回 | 1.0 | 1.0 | |

(2) 交通費はライトバン経費を計上しており、移動経路は一般道としている。

(3) ライトバン使用日数は打合せ1回当たり1日とし、1日当たり運転時間は3時間としている。

5. 作業における旅費交通費について

(1) 設計作業の現地調査は通勤による作業とし、移動時間に係る基準日額は計上していない。

交通費はライトバン経費を計上しており、移動経路は一般道としている。

ライトバン使用日数(外業実日数)は2日とし、1日あたり運転時間は3時間としている。

(2) 調査業務は通勤による作業とし、移動時間に係る基準日額は計上していない。

交通費におけるライトバン経費は調査作業歩掛に含まれているものと考えており、別途計上していない。また、移動経路は一般道としている。

6. 積算基地

本業務の積算基地は、秋田市で考えている。

7. 情報システムに係る費用等はその他原価及び諸経費に含まれているため別途計上していない。

8. 開示用成果物について

特別仕様書第5-1条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体(CD-R)1枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ(PDF形式)を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

9. 本業務の設計業務における電子成果品作成費は、「実施設計以外」による経費を見込んでい

る。

10. 本業務における豪雪補正は10%としている。

11. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

12. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙－1

契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6か月以上確保されるものとすること。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。(一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。)
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱について、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認めると措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。